代理店	2,648	3,000	2,643	2,852	972	931	1,054	996
	(−2.6)	(13.3)	(−11.9)	(7.9)	(2.4)	(−4.2)	(13.2)	(−5.5)
	〔−1.8〕	〔4.2〕	〔−4.1〕	〔4.6〕	〔10.3〕	〔9.9〕	〔21.9〕	〔11.9〕

（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。
２．四半期は合計額、(　) 内は対前期（月）増減率、〔　〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：%）

	平成24年10～12月	平成25年1～3月	4～6月	7～9月	平成25年8月	9月	10月	11月
Ⅰ製造業計	−5.3	−1.7	5.6	9.8	0.8	4.1	−0.2	6.0
1食品製造業	11.4	−7.5	3.3	8.8	51.3	7.3	0.4	−15.6
2パルプ・紙・紙加工品	90.1	−12.6	−52.9	198.3	−86.6	150.3	−8.4	344.1
3化学工業	15.7	−15.7	7.8	−10.6	31.0	15.2	12.3	9.3
4石油製品・石炭製品	22.0	28.7	−39.0	81.4	223.2	−49.5	−72.9	390.5
5鉄鋼業	−34.0	−0.3	−0.2	18.0	−19.7	−6.4	9.0	−10.7
6非鉄金属	−21.9	58.7	−41.0	61.9	−65.2	9.7	1.2	−0.2
7金属製品	13.2	−7.1	−7.0	25.1	3.7	10.3	−4.8	−0.0
8一般機械	−5.4	2.0	8.5	2.4	−1.5	11.6	4.4	−4.5
9電気機械	−4.9	0.7	11.8	7.3	−5.7	−4.7	29.2	−2.3
10情報通信機械	−9.2	−16.1	2.8	15.3	32.1	33.7	−40.7	18.7
11自動車・同付属品	3.4	8.5	−3.6	−6.2	2.1	−7.6	15.9	−2.2
12造船業	2.4	−6.0	25.0	−25.4	47.1	−33.8	75.5	−25.9
13その他輸送用機械	−21.5	−15.2	87.0	−2.9	−18.0	32.3	8.4	−16.6
14精密機械	−13.2	13.2	−5.4	15.4	−30.6	13.9	18.8	−15.7
15「その他製造業」	7.5	−1.6	−5.1	−0.2	−8.4	22.1	1.2	−0.8
Ⅱ非製造業計	2.3	−1.7	9.2	1.7	5.4	−4.2	12.0	−3.8
16農林漁業	2.4	5.7	9.7	3.7	20.9	−26.2	11.4	8.1
17鉱業・採石業・砂利採取業	11.0	18.1	−30.8	14.9	−29.1	35.0	−6.5	−16.0
18建設業	23.8	10.4	6.9	−13.0	7.1	−26.7	62.5	−16.4
19電力業	−12.3	10.8	−6.5	17.5	6.2	7.1	9.2	−26.7
20運輸業・郵便業	2.8	11.1	−1.3	−12.0	34.2	−13.1	9.9	11.6
21通信業	−1.7	−12.3	14.0	1.3	−8.5	3.5	2.2	0.2
22卸売業・小売業	13.3	−1.9	20.3	−13.6	−16.2	11.4	1.2	51.7
23金融業・保険業	14.6	−12.3	36.8	−21.7	55.7	−27.8	74.8	−10.5
24不動産業	30.7	−1.0	16.4	1.1	33.7	−37.8	49.7	−5.1
25情報サービス業	1.9	−5.3	8.8	12.1	−16.4	−9.5	−9.2	12.7
26リース業	24.1	−16.6	20.9	−0.5	−18.7	16.7	40.8	−14.3
27「その他非製造業」	7.1	−1.7	5.8	8.4	−9.1	44.9	−13.7	5.0

（備考）１．季節調整系列の対前期（月）増減率。
２．「一般機械」は、「はん用・生産用機械」と「事務・サービス・娯楽用機械」の合計。
３．「精密機械」は、「業務用機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。
４．「その他製造業」には、「繊維工業」、「窯業・土石製品」を含む。

公　告

謹　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成26年１月16日から３か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 26 年１月 24 日

静岡地方法務局長　酒井　　修

記

氏名　藤森　徹則
所属する司法書士会　静岡県司法書士会
登録番号　静岡第598号
事務所の所在地　静岡県浜松市天竜区二俣町阿蔵５番地の３
違反行為　非司法書士との提携等

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 24 日

北陸地方整備局長　野田　　徹

１　処分をした年月日　平成25年12月24日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　金沢圧送有限会社　山本　　匠　石川県金沢市観音町ホ56番地　国土交通大臣許可（般―25）第24947号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年12月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第１５５１号
埼玉県川口市栄町３―４―14
申立人　ダイヤピア管理組合
本籍新潟県長岡市小国町法坂2460番地、最後の住所埼玉県川口市栄町３丁目４番14―305号　ダイヤピア、死亡の場所埼玉県川口市、死亡年月日平成25年１月11日頃から20日頃までの間、出生の場所新潟県刈羽郡小国町、出生年月日昭和25年６月12日、職業不詳
被相続人　亡　栗林　孝平
事務所さいたま市大宮区桜木町１―10―16　シーノ大宮ノースウイング14階Ｂ　アーク法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小林　　聡
さいたま家庭裁判所

平成２５年（家）第５９７７号
仙台市宮城野区白鳥１丁目30番１―207号
申立人　早川　和夫
本籍新潟県長岡市島崎4673番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所新潟県長岡市、死亡年月日平成23年７月25日、出生の場所新潟県三島郡島田村、出生年月日昭和26年３月30日、職業無職
被相続人　亡　早川　　博
新潟県三条市蔵内1193番地、事務所新潟県三条市新堀1381番地３
相続財産管理人　中村　一義
新潟家庭裁判所長岡支部

平成２５年（家）第１４２６号
東京都文京区後楽１丁目４番10号
申立人　独立行政法人住宅金融支援機構
本籍山梨県北杜市長坂町長坂下条47番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所山梨県北杜市、死亡年月日平成24年６月25日、出生の場所山梨県中巨摩郡甲西町、出生年月日昭和25年９月９日、職業不明
被相続人　亡　牛山　信子
事務所山梨県甲府市相生１丁目３番11号　ひまわり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　村松　　晃
甲府家庭裁判所